一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県稲敷郡美浦村
二　地域再生計画の名称　「人と自然が輝くまち」美浦村再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県稲敷郡美浦村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）、地域再生戦略交付金（五の六）及び農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）（五の六）

○内閣府告示第千百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡茂木町
二　地域再生計画の名称　地域資源活用自立経済基盤創造戦略～持続可能なまちづくりと雇用定住の促進～
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡茂木町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第千百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県利根郡片品村
二　地域再生計画の名称　尾瀬の郷・片品の地域資源を活用した村中心地区活性化による若者の雇用創造プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県利根郡片品村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）（五の六）

○内閣府告示第千百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南砺市
二　地域再生計画の名称　ＴＯＧＡ国際芸術村を核としたクリエイティブビレッジ構想
三　地域再生計画の区域の範囲　南砺市の区域の一部（五箇山地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第千百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百三十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び岐阜県不破郡関ケ原町
二　地域再生計画の名称　関ケ原古戦場を核とした広域観光推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県不破郡関ケ原町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第千百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊豆市
二　地域再生計画の名称　伊豆市コンパクトタウン＆ネットワーク計画
三　地域再生計画の区域の範囲　伊豆市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第千百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百七十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県勝浦郡上勝町
二　地域再生計画の名称　ゼロ・ウェイストブランドを活用した循環型町づくり構想
三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県勝浦郡上勝町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び特定地域再生事業費補助金（五の六）

○内閣府告示第千百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百七十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県
二　地域再生計画の名称　「輝くみやざき」地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町及び綾町、児湯郡高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町、東臼杵郡門川町及び美郷町並びに西臼杵郡高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の五⑦）